

第 7 8 号議案

桶川市職員の給与に関する条例及び桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 桶川市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日(次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に<u>退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>第17条の5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日(次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に<u>退職し</u>、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(<u>退職し</u>、又は死亡した職員にあつては、<u>退職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>第17条の5 略</p>

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した**職員**
(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**禁錮**以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に**退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し**、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(**退職し、若しくは失職し**、又は死亡した職員にあつては、**退職し、若しくは失職し**、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した**職員**

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に**禁錮**以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に**退職し**、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(**退職し**、又は死亡した職員にあつては、**退職し**、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、**6月に**

<p>額の合計額を加算した額に 100分の92.5 を乗じて得た額の総額</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第18条 略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条の4第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。</p>	<p>支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5 を乗じて得た額の総額</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第18条 略</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条の4第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。</p>
---	---

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項及び号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、<u>次に掲げる</u>職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員</p> <p>(2) その所有に係る住宅(市規則で定めるこれを準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>月額1万円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1,000円</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)</u>を支払っている職員に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>月額27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から</p>

<p>を控除した額</p> <p>イ <u>月額1万円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>18,000円</u>を超えるときは、<u>18,000円</u>)を<u>9,000円</u>に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 4,500円 (当該住宅が当該職員その他市規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものである場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過する日までの間は5,000円)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p><u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ <u>月額27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>)を<u>11,000円</u>に加算した額</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p>
---	--

(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改

正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前		改正後	
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)	
第7条 略		第7条 略	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>371,500円</u>	1	<u>373,500円</u>
2	<u>419,500円</u>	2	<u>421,000円</u>
3	<u>471,000円</u>	3	<u>472,000円</u>
4	<u>532,000円</u>	4	<u>533,000円</u>
5	<u>607,000円</u>	5	<u>608,000円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第2条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）及び第4条の規定による改正後の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付条例」という。）の規定 平成31年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後給与条例第17条の7第2項第1号（「100分の92.5」を「、6月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5」を改める部分に限る。）の規定 令和元年12月1日

(給与の内払)

3 改正後給与条例又は改正後任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の桶川市職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）、第2条の規定による改正前給与条例又は第4条の規定による改正前の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改

正後給与条例、第2条の規定による改正後給与条例又は第4条の規定による改正後任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(借家・借間に係る住居手当に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日(以下この項において「一部施行日」という。)前から引き続き第3条の規定による改正前給与条例第9条の3第1項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定による改正後給与条例第9条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)を支給する。

(1) 第3条の規定による改正後給与条例第9条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 第3条の規定による改正後給与条例第9条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額が旧手当額を下回ることとなる職員

(持家に係る住居手当に関する経過措置)

- 5 一部施行日前から引き続き第3条の規定による改正前給与条例第9条の3第2項に規定する職員に該当する職員については、同項の規定は、同日から令和7年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

この場合において、同項中「5,000円」とあるのは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間にあつては「5,000円」と、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあつては「4,000円」と、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあつては「3,

000円」とし、「4,500円」とあるのは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間にあっては「4,500円」と、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあっては「3,500円」と、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあっては「2,500円」とする。

令和元年12月11日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、勤勉手当等を改定したいので、この案を提出するものである。